

JBIC 及び NEXI の環境社会配慮確認のためのガイドライン改訂に関するコンサルテーション
会合（第 10 回会合）
2014 年 11 月 7 日（金）
（10:00～11:40）
国際協力銀行本店 9 階講堂

【司会】

では、お時間に限りがございますのでこれより国際協力銀行および日本貿易保険の環境社会配慮確認のためのガイドライン改訂に関するコンサルテーション会合の第 10 回会合を開催致します。皆様本日はお忙しい中、お越し頂きまして誠にありがとうございます。私、本日の司会を務めさせていただきます、JBIC 経営企画部の牛田でございます。本日もよろしくお願い致します。

本日の会合では前回の会合に引き続きまして環境ガイドラインの改訂案について JBIC、NEXI からの説明をさせて頂くとともにご参加頂いている皆様からご質問、あるいはご意見などを頂戴するという事で考えております。配布資料は論点整理表、それから JBIC、NEXI それぞれの環境ガイドライン改訂案と FAQ 改訂案の計 5 種類でございます。前回の議論を踏まえまして、前回配布したもから一部修正をしております。入り口で皆様には配布をさせて頂いておりますけれども、会場にも置いてございますので、もしお持ちでない方がおられましたら、適宜お取り頂きたいと思っております。

本日の会合は 12 時までを予定しております。説明や議論の状況を見ながら、その時点で延長をするか否かというのを判断させて頂きたいと思っております。今回で全ての説明あるいは議論が終わらなかった場合というのは 11 月 12 日水曜日の午後の時間を押さえておりますので、その時間で予定しております。それでは中身のほうに移ってまいりますけれども、いつもどおりの連絡事項を申し上げたいと思っております。

この会合の議事録につきましては、透明性確保の観点から後日公開をする予定でございます。一方これまでと同様でございますけれどもご出席頂いている皆様のプライバシーを確保するという観点もございますので、映像や写真の撮影は控えて頂きますようお願い致します。録音は結構でございますけれども音声の公開は控えて頂きますようお願い致します。皆様ご理解ご協力のほどお願い致します。では JBIC、NEXI からの説明をお願いしたいと思っております。

【国際協力銀行 稲葉】

国際協力銀行の稲葉でございます。本日も多数お集まり頂きまして誠にありがとうございます。前回 10 月 23 日の第 9 回コンサルテーション会合では項番 28 までの説明と議論が終わっております。本日はその続きということで論点整理表の項番 29、温室効果ガスの所から議論を始めさせて頂きたいと、そのように考えております。

論点整理表の最後の項番 39 まで終わった後、論点整理表には載っていない修正点、いくつかございますので、それについてもご説明をさせて頂き、議論をさせて頂く予定でございます。

それと前回の議論を踏まえまして 10 月 31 日付で環境ガイドラインと FAQ の改訂案、これを一部修正したものを公表してございます。これらの変更点につきましても時間が許せば最後にまとめてご説明、議論をさせて頂く予定でございます。なお、前回第 9 回のコン

サルテーション会合の議事録につきましては、昨日 JBIC、NEXI のそれぞれのウェブサイトにて掲載をさせて頂きましたので、お時間のありますときにはそちらもご覧頂きたいと思っております。それでは項番 29 番から順番に議論を進めさせて頂きたいと思っております。前回同様、いくつかの論点をまとめて説明するという形で、それについてのご質問やご意見を承り、次に進むという形で進めさせて頂きたい、そのように考えております。

【国際協力銀行 松原】

国際協力銀行松原です。よろしくお願い致します。それでは 29 番から 31 番まで温室効果ガス関連ということで、まとめてご説明をさせて頂きます。項番 29 ですが、こちらは温室効果ガスを多く排出するプロジェクトに関する情報公開について、NGO の方からご提言を頂いたものということでございます。これと対を成す形ということで項番 31 が、そういった多くの温室効果ガスを排出するプロジェクトにおける実際の環境レビューにあたっての要件についてご要望ご提言を頂いておりますので、ここ、合わせてご説明をさせて頂こうと思います。

まずご提言の内容ですけれども、項番 29 の最初のポイントですが、CO₂ 換算で年間 2 万 5000 トン以上の温室効果ガスを排出するプロジェクトについて、意思決定前に排出量の推定値、あとは温室効果ガス排出に関する緩和策を公開するという。あと意思決定後に借入人から入手した温室効果ガスに関する MRV の結果を公開するというをご提言頂いております。

項番 31 におきましてはそのような 2 万 5000 トン以上の排出があるプロジェクトについて、今申し上げた MRV の実施というのを要件とすべきであるというご提言でございます。

もう 1 点、550 g CO₂/KWh 以上の排出量がある火力発電のプロジェクトにつきましてもご提言を頂いております。29 番においては代替案の検討結果、あるいはコスト比較分析結果といったもの、そういった検討結果を公開すべきであるということをご提言頂いております。31 番においてはまさにそういった検討をすべきであるということを経験として追加するというをご提案頂いております。これに関しては産業界のほうからもご意見頂いております。全般として温室効果ガスの削減というのは日本政府の方針としても認識をされているということである一方で、今申し上げたようなことを JBIC、NEXI のガイドライン上の要件とすべきかという点については OECD でまさにその気候変動に関して色々な議論がなされている中で、まだ議論が途上であるという状況なので、ガイドラインに盛り込むのは時期尚早ではないかというようなご意見を頂きました。

我々 JBIC、NEXI としては環境コモンアプローチ、あるいは OECD の場でどんな議論がなされているか、あるいは他の ECA が何をやっているといったことを調べましてこの考え方に載せさせて頂いているということでございます。その内容をコンサルテーション会合でも議論させて頂きました。

環境コモンアプローチとの関係では産業界さんからご指摘頂いているとおりですけれども、現状のコモンアプローチにおいても一定の温室効果ガスに関する条項というのはござ

いますが、あくまでも今あるのは OECD 事務局に対する報告ということで、我々 ECA あるいはその参加国自身が外部公開するということは特に義務付けられておりませんし、MRV の実施とか代替案の検討自体が義務付けられているものではないと。むしろ現時点では OECD の場で色々な報告の方法論を開発する目的で色々なことを議論しているというのが現状だというふうに認識しております。

イコールフィッティングという観点からも、今、JBIC、NEXI のガイドラインに、その OECD の議論に先んじてですね、何か載せるというのは難しいのかなというふうに感じております。他国 ECA につきましては、一部の ECA、米国等、温室効果ガスの排出量の予測値を公開するというところを行っている所もありますけれども、ごく一部に限られているのかなということで、今申し上げたコモンアプローチあるいは OECD の議論を踏み越えて我々が何かを行っていくということをガイドラインに書き込むのはやはりそれだけでは正当化できないかなというふうに思っているところでございます。

従いまして現時点では我々の環境ガイドラインにおいて今申し上げた項番 29、31 のような内容について何かを盛り込んでいくということは考えていないということで、特段今回お配りしているものにも反映はしてございません。一つ、コンサルテーション会合の場で、赤道原則では一定の情報公開を求めているではないかという議論がございました。これについては確かにそのとおりということですが、赤道原則、新しいもの、今年から運用が始まっておりまして、情報公開される実際の排出量というのが出てくるのはもう少し先になるというのがございます。

あと我々どうしても横目で見ると ECA、他国の公的な輸出信用機関が何をやっているかということですので、そこは赤道原則における民間銀行と金融機関の実践がどうなっていくかということはきちんと注視させて頂きたいと思っておりますけれども、ガイドライン上どう反映していくかという点については、今のところ、それを何か考慮して反映することは考えていないということでございます。

もう一つ項番 30 番ですが、ここは検討すべき影響のスコープという項目が我々ガイドラインの第 2 部にありますけれども、ここに温室効果ガス、ご提言の中では気候変動という文言を追加すべきであるというご提言でございました。

産業界さんからは先ほど申し上げたのと同じようなコメントを頂いております。ここは我々の中でも検討したしまして、一部一定の文言を加えるということを行っておりますので、JBIC のガイドラインですと 13 ページになります。こちらをご覧頂ければと思います。

13 ページの下のほうに(3)とございまして『検討する影響のスコープ』がございまして。ここは前回ご説明させて頂いた箇所も含めまして何点が修正点でございますけれども温室効果ガスは 1 段落目の最後、『なお』とある所に文言を加えております。『なお、大気には温室効果ガスを含みうるが、これに関する具体的な環境社会配慮確認の方法については、OECD における検討結果を踏まえた対応を行う』という文言を加えています。この、大気には温室効果ガスを含みうるというのは、一番最初の所に『調査検討すべき環境の影響には大気、

水、土壌』といったものが含まれるということが書いてありまして、ここにいう大気というものには温室効果ガスが含まれるという、そういう意味で書いております。

ですので、検討する影響スコープの中の大気の中には温室効果ガスが含まれるということを書かせて頂いた上で、具体的に何をやるのかということについては先ほど申し上げましたように、まさにその OECD で色々な検討がされていますのでそういったことを踏まえて我々としては対応していくということを書いた箇所でございます。

コンサルテーション会合の場でも申し上げましたとおり、ここは OECD、環境コモンアプローチで求められることをまさにやっていくということかなと思っておりますので、今コモンアプローチに書かれていること、OECD で議論されていることをなるべく正確にここに表現するということです。

OECD における検討結果と書いてありますが、OECD というのですね、非常に広い、必ずしも環境社会配慮に限らず輸出信用全体もありますし、あるいは全然関係のない分野で色々な議論もございますので、ここはこういう文言を出させて頂いておりますけれども、コモンアプローチと書いたほうが我々としては適切かなと思っておりますので、ここはちょっと修正をさせて頂きたいなと思っておりますけれども、趣旨としては今申し上げたようなところでございます。これが項番の 30 番です。温室効果ガス関連、以上になります。

【司会】

ありがとうございます。それではご意見ご質問等に移りますけれども、ご発言の際は手を挙げて頂きまして先に所属とお名前を頂戴したいと思います。ただし匿名を希望される場合は匿名でご発言を頂いても結構でございます。また議事録だけ匿名を希望することもできますので、その際はその旨仰ってください。それでは質問に移りたいと思いません。はい、お願いします。

【JACSES 田辺様】

JACSES の田辺と申します。気候変動に関しまして 2 点ございまして、まず 1 点目は項番の 30 のこの表現、追加された表現ですが、その後半部分の、これに関する具体的な環境社会配慮確認の方法については OECD における検討結果を踏まえた対応を行うという文言が追加されてはいるのですが、具体的には現状でも IFC のパフォーマンススタンダード 3 のパラグラフ 8 には温室効果ガスの測定というのが要件となっておりますし、環境コモンアプローチの Annex の 2 のパラグラフ 6 では ESIA に含む推奨規定として温室効果ガスというのが含まれておりますので、ここは一律の要件とはなっていないということはいえると思うのですが、全く何も IFC とか環境コモンアプローチで言っていないということではないので、若干表現を、例えば一律の環境社会配慮要件については OECD の検討結果を踏まえた対応を行うという表現のほうがより適切かなと思ってます。

2点目は今申し上げた点をぜひFAQに書いて頂きたいという点でございます。今の文言の修正だけでは第三者が見たときに何を言っているのかが分かりにくいという背景があると思いますので、関連するIFCの条項であるとか環境コモンアプローチにはそういう規定がありますよと。なおOECDの議論ではこういうふうになっているので、今後の結果を待ちますというようなFAQが必要なのではないかと考えている次第です。

【司会】

ありがとうございます。2点、頂戴しておりますけれども。大丈夫でしょうか。項番30につきまして2点頂戴しておりますけれども、JBIC、NEXIのほうからお願い致します。

【国際協力銀行 松原】

JBICの松原です。1点目はちょっと聞き逃してしまったのですけれども具体的にどうのご提案でしたか。

【JACSES 田辺様】

後半部分の表現を、例えば、これに関する一律の具体的な環境社会配慮要件についてはOECDにおける検討結果を踏まえた対応を行うというような修正を。

【国際協力銀行 松原】

そのご趣旨は、今仰ったように、パフォーマンススタンダードにも一定のことが書いてあるし、コモンアプローチでも何も言っていないわけではないと。ここをこのような文言にさせて頂いているのは、先ほど申し上げましたようにコモンアプローチとの平仄をとるということです。パフォーマンススタンダードについては別途パフォーマンススタンダードまたは世銀のセーフガードポリシーに適合していくとして確認をするということを書いております。ですので、パフォーマンススタンダードを適用する案件については、ここにどう書いてあるかは別にしてパフォーマンススタンダードに書いてあることというのはきちんと確認しながらやっていくということだろうと思っています。

ですので、このなお書きの後段があるから今ご指摘頂いたパフォーマンススタンダードの3の Paragraph 8が適用されなくなるという効果を狙っているわけではないということは一つ申し上げられるかなと思います。

あとはパフォーマンススタンダードあるいはOECDのコモンアプローチ等々に何を書いてあるかということについてFAQで書くという2点目については、どうですかね。ご紹介をさせて頂くという趣旨でFAQでご紹介をすることはできるのかなと思います。

あと1点目の修正案ですけれども、変更点、『これに関する一律の』という言葉を加えられるということと『具体的な環境社会配慮の要件についてはこれこれ』ということですね。(JBIC/NEXIの他の出席者に向かって)これいかがでしょう？ 我々のこの、確認の方法

という言葉にこだわりがあるわけではなくてですね、内容として OECD のコモンアプローチでいわれていること、そのものを書きたいということなのです。環境社会配慮の要件ということですかね。一つここで思い浮かぶのは情報公開ってというのは多分要件とは別にあることだと思うので、我々としての情報公開ですね、それはどこかに入るのかなと思うのですけれども。

【日本貿易保険 佐藤】

日本貿易保険の佐藤でございます。今の『一律の』という文言を追加ということと『方法』というのを『要件』というふうに変更するというご提案についてなのですが、方法を要件とするということに関しては、今の印象としてはおかしな話ではないのかなと思います。『一律の』という所のご趣旨は今のガイドラインの中でも IFC で確認すべきところはしているわけで、だからそういったことも踏まえて文言を検討して頂けませんか、という意味でのご提案ということと理解しております。

『一律の』という方が良いかどうかというのは、ちょっと今、即答ができないところではあるのですが、ご趣旨を踏まえて検討させて頂くということかと思えます。

【国際協力銀行 稲葉】

国際協力銀行の稲葉でございます。ここの観点ですけれども、コンサルテーション会合の場でも申し上げましたとおり、この温室効果ガスのところは OECD の中でも大変議論が割れている所でございます。積極導入派のアメリカ、それからイギリス、北欧諸国と、そうではない慎重派のその他の諸国ということで、まだコンセンサスが取れていない。これもコンサルテーション会合の場で私のほうから申し上げたとおり、仮に、まだコンセンサスができていない温室効果ガスということを NGO の方々からぜひ入れて欲しいというご要望を踏まえて入れるとしたら環境コモンアプローチ以上でも以下でもないということが最大限我々として現時点としてガイドラインに反映できることという観点から今回こういうような書き方をさせて頂きました。

確かにガイドライン全体を読み通して、このなお書きのところというのは違和感のある書き方になっています。私どもの銀行の中でもちょっと違和感があるねというような議論があったのですが、繰り返しになりますけれど先ほども申し上げたような OECD での議論の状況をそれ以上でもそれ以下でもなく書くとなると、大変悩んだのですが、こういう書き方にせざるを得ないということでございます。

一方、ご指摘ありましたとおり、IFC のパフォーマンススタンダードにも温室効果ガスの部分に規定があるということは我々も認識しておりますので、IFC のパフォーマンススタンダードを適用する案件については他の項目と同じように IFC のパフォーマンススタンダードを基準というか適合性確認の対象とするということに尽きるのかなと思っております。

そのことを FAQ に書いてはいかがかと、書いて欲しいというのが 2 点目のご要望だと思いますので、今申し上げたような内容のことであれば FAQ のほうに、文言はその後 NEXI さんとも相談させて頂きながら考えていきたいと思っておりますけれども、そういう対応は検討できるのかなと思っております。

あと、このなお書き以下のところの具体的な文言についても、環境社会配慮確認の方法という形にしていますけれども、まさに今 OECD の中で議論しているのが、その測定方法だとか情報公開のあり方だとかモニタリングの方法だとか頻度だとかいうことについて、まずは ECA の中で経験の蓄積を図って OECD の中で議論をしていこうということになっていますので、そういったことが読み取れるような、方法という言葉に別にこちらもこだわらないのですけれども、なんか良い表現がないのかちょっとお時間を頂いて検討させて頂きたい、そのように考えています。

【司会】

ありがとうございました。はい、続けてご意見をお願いします。

【JACESE 田辺様】

実はこの第 2 部は、要は事業者に求められる要件という建て付けになっていて、その中で環境社会配慮の確認の方法というふうな表現をしてしまうと、JBIC が確認をするのか、それとも事業者が確認の方法を、事業者が確認の方法について規定するのか、OECD の議論の中ではどっちかっていうと ECA が何をするかという議論なので、文書全体から見ても若干確認の方法という表現が、違和感があるかなというのは付け加えさせて頂きたいです。

【司会】 ありがとうございます。項番 30 以外、29、31 とございますけれどもご意見ご質問等ございますでしょうか。では特にないようでございますので次の項番に移りたいと思います。よろしくをお願いします。

【国際協力銀行 松原】

JBIC の松原です。それでは温室効果ガスの次、項番 32 からということになりますが、生態系の前まで 37 番まで通してご説明させて頂ければと思います。まず項番 32 と 33 ですが、いずれも JBIC、NEXI のほうからご提案させて頂いたものとなっております。いずれもカテゴリ A に分類される案件のリストに例示を加えるというもので、具体的には JBIC のガイドラインですと 19 ページになります。この 19 ページには今申し上げましたようなカテゴリ A 案件になる場合の例示というのがされており、改訂案（10）にあります、『セメント（新設の採石場を含むもの）』というものと、もう一つは影響を及ぼしやすい特性のほうにもともと『大規模非自発的住民移転』というのがございましたが、これに『大規模な生計手段喪失』というのを加えるということを行っております。

もともと我々からご提案させて頂いたときには、後者のほうについては用地取得という言葉を使っておりましたけれども、コンサルテーション会合での議論であったり、あるいは別の所で非自発的住民移転と生計手段の喪失という言葉と並べて書くという議論もございましたので、ここは両方統一する形で大規模な生計手段の喪失という言葉にしております。これが項番の 32 と 33 になります。

項番 34 ですけれどもこちら、NGO の方からご提言を頂いているもので、今のガイドラインにおいて環境アセスメント報告書、EIA という形で書いているものを環境社会影響評価報告書と名前を変更すべきではないかと。そのご趣旨としては社会という所がきちんと含まれることを明記すべきではないのかということ、ここは我々としても異存ございませんので、そのような形に変えております。この言葉自体はガイドライン随所に出てきますので、それぞれ変わっているとご認識頂ければと思います。

項番 35 番ですが、同じく環境社会影響評価報告書、ESIA ですね、と住民移転計画であったり先住民族配慮計画の関係ということでご提案を頂いています。今のガイドライン上 ESIA というのはカテゴリ A 案件の場合必ず公開するとしておりますけれども、住民移転計画とか先住民族配慮計画というのはそういう建て付けになっていないという中で、ご提案は ESIA に必ず住民移転計画とか先住民配慮計画を添付すべきだというようなご提案だったというふうに思います。

これについては ESIA の中に記載されるべき事項ということの例示として今申し上げたような計画書というのは書いてありますけれども、添付を必須としているわけではないというのが我々の認識でございまして、実態としては添付されている案件もあるしそうでなくて別の文書として作られているものもあるということだと認識をしています。

ですので ESIA への添付書類としてそういった計画書そのものを添付することを義務付けるということは少し難しいかなと思っておりますけれども、当然現状あるのと同じようにですね、EIA の中に添付されていれば公開されますし、あとはそういったものについて既にガイドラインの第 2 部の中では大規模なものが発生すればそれが現地できちんと公開されているということをもしておりますので、我々としてはそういったものの情報公開というのはきちんとされるように事業者さんのほうに働き掛けていくのかなと思っております。

ですのでガイドライン、FAQ への追加はございませんけれどもそういった計画書というのが情報公開されていくことが望ましいというのは既にガイドラインの中の精神としては入っているという認識でございます。

項番 36 ですけれども、これはカテゴリ A 案件における環境アセスメント報告書の内容について、今の JBIC、NEXI ガイドラインでは具体的にこういった項目が含まれることが望ましいというのを例示しております。これがコモンアプローチの Annex にある、同じような例示と比べて少し内容が不足なのではないかというご指摘でございます。これについては、少し制定時期が違っていたということが原因かなと思っておりますし、我々としてコ

モンアプローチの Annex に書いてある事項を記載することに特段異議はないということでございます。

一方でコモンアプローチの Annex の内容も今後変わっていくということも想定されますので、これも最初から NGO のほうからご提案頂いておりますけれども、コモンアプローチ自体をリファーする形で環境ガイドラインを変更するということを行わせて頂きました。具体的には 17 ページになります。17 ページ下方に、2.別表というのが現行のガイドラインでは付いておりまして、ここが今申し上げた環境アセスメント報告書に入るべき項目をリストアップした所です。ここ、別表全体を削りましてその一つ上にある本文の所ですね。今のガイドライン上は『環境アセスメント報告書には別表に示す事項が記載されていることが望ましい』と書いてあって別表があるわけですが、これを『環境社会影響評価報告書には、コモンアプローチに規定される事項が記述されていることが望ましい』というふうに変更致しました。

今コモンアプローチで記述されている箇所というのはご指摘頂いているように Annex なのですけれども、Annex というのがまた今度改訂されると違う Annex になるかもしれませんので、もう少し一般的な書き方として、コモンアプローチのどこに規定されていますかという FAQ を 2.8 という形で追加をする形に変更しております。これが項番 36 番ですね。

項番 37、これは JBIC、NEXI からご提案させて頂いたものでございますが、環境ガイドラインの見直しに関する条項です。JBIC のガイドラインですと 12 ページをご覧ください。12 ページの真ん中に 8 というのがございますが、ここを変更致しました。背景として一つ大きくあったのは、実施状況の確認を今回のガイドラインの改訂作業の前に行ったときに、どうしても今の規定ですと実施状況の確認をする期間が短くて、特にオペレーションフェーズに入ってモニタリングが行われているというものがなかなかなかったということもあるので、少しスパンを伸ばしたほうが良いのかなということでございます。

現状、施行 5 年以内に包括的な検討を行うとなっているものを、施行 5 年経過後に実施状況について確認を行って、それに基づいて包括的な検討を行うというふうに変えさせて頂いております。

ただそうしますと、コモンアプローチが変わったときに環境コモンアプローチの変更を柔軟に反映できないということで、ここはコンサルテーション会合の場でも一定の議論をさせて頂きましたけれども、現状我々の案としてはただし書きに付いているような文を載せております。ただしコモンアプローチとの整合を図る必要があると認める場合には透明性の確保を前提に本ガイドラインを改訂することができるとしております。この趣旨はその上に書いてある 5 年に 1 度の改訂では実施状況の確認とか包括的な検討というのが求められていますけれども、コモンアプローチの改訂に沿う場合はそういったものは省略できると。ただあくまでもきちんと透明性を確保して行うということを趣旨としています。

この透明性の確保を前提に、というのは何なのかというのが、これだけだと分からないということだと思いますので、FAQ の 1.6 というのを付けておまして、その中で具体的に何をやるかというのをご説明しております。

JBIC の FAQ のほうをご覧頂きますと、もともとガイドライン適用および見直しに関する FAQ っていうのがございましたので、そこに関するポイントというのを少し修正しているということです。一方、というふうに変更後の欄にありますけれども、5 年経過を待たずに改訂を行うことがあると。ただ、透明性の確保を前提に改訂を行うので具体的には改訂案公開の上、説明会の開催、パブリックコメントの受け付けといった機会を設けるということを書かせて頂いております。これが項番 37 番でございます。ひとまず、お願い致します。

【司会】

ありがとうございました。では 32 から 37 まで、ご意見ご質問等ございますでしょうか。はい、お願いします。

【JACSES 田辺様】

項番 36 に関しましては、これはお願いではありますが、以前現状のガイドラインの中では何を環境アセスメント報告書に書くかということが具体的に例示されているのでそれと同じような形で日本語での情報があつたほうが関係者への理解が進むのではなからうかということで、例えば FAQ の中で Annex の日本語訳を入れて頂けないかということです。

それから項番 37 に関しましては二つありまして、一つは今回実施状況調査の確認にあたって我々が質問させて頂いたのですが、被影響住民への聞き取り調査というのが行われなかったということは大変残念だなというふうに思っておりまして、ぜひ次回こういう実施状況の確認調査を行うに当たってはきちっと実態を把握する、きちんと把握するためにはやはり被影響住民への聞き取りというのは必要ではないかと思っておりますので、それを行って頂きたいなと思っていて、ガイドラインに書くのが良いのか、それとも運用改善をするというコミットメントを出して頂くのが良いのかというところをご検討頂きたいところではあります。そういった対応をして頂きたいと思っております。

それからこのガイドライン見直しの項目が JBIC と NEXI のガイドラインで若干異なっております。NEXI さんのほうにはあまり具体的な実施状況調査を行うということが書かれていないのかなと思っておりますので、JBIC にそろえる形で書いて頂けるとありがたいかなと思っております。

【司会】

ありがとうございました。項番 36 と 37 についてご質問頂いております。お願い致します。

【国際協力銀行 松原】

ありがとうございます。まず項番 36 ですね、今ガイドラインの別表に付いているものを削除する代わりに FAQ の中で具体的にコモンアプローチ Annex の中身を示すということ、これについてはご指摘のとおりそういったものがあつたほうが関係者との関係でも理解がきちんと共通化されるかなと思いますので、FAQ を付けるということで進めたいと思います。

項目 37 についてご提案を頂いたところ、2 点ございますけれども、まず 1 点目実施状況の確認にあたって被影響住民への聞き取りを行うということですが、これについては我々としては結論から申し上げますとケース・バイ・ケースで対応していくのかなということでございます。今回実際に現地に出向いて実施状況の調査をした案件というのは 6 件ございまして、その結果公表させて頂いております。ご質問、NGO の方からご質問頂いた中での回答、ありましたけれども実際におっしゃるとおり住民に聞き取りを行った案件はないと。しかし、最初から住民に聞き取りを行うことがそもそも不要だと思って何もなかったということでは、実はございませんで、住民への影響があつた案件のうち 3 件については事業者さんを通じてですけれども住民の方とコンタクトができないかということを探索は致しました。ただ実施状況調査と申しましても我々自身がプロジェクトをやっているわけではないということもあって、まずは事業者さんに受け入れて頂いて、モニタリング等々することなので、非常に受け入れて頂く日程の幅というのがそこで非常に狭くなると。その上に住民の方とうまく日程が合うかということで、今回は 3 件ともうまく我々の出張日程と合わずに行えなかったというのが実態でございます。

前回のガイドラインの改訂を行った 5 年前の実施状況調査では、1 件被影響住民への聞き取りを行えた案件がございますので、そこはできる場合にはきちんとやるということだと思っております。今回聞き取りができなくてそれで良いと判断した理由は、3 件とももちろん被影響住民の方いらっしゃつたのですけれども、それについて大きな問題が発生しているという情報を我々は持っておりませんでしたし、実際にそういう認識でもなかつた。あとは実施状況調査を行った結果としても、そういったことを確認できませんでしたので、そこまで行わなくても良いのかなということで結論付けたものでございます。

ですので、最初の結論に戻りますけれども、ここはケース・バイ・ケースでの対応かなと思っております、ガイドラインへの規定ということは少しやり過ぎかなということですし、運用改善というか、そこは今回やったことと、実際変わらずきちんと次回もトライをしていくということだと思っております。これが 1 点目ですね。2 点目については NEXI さんのほうから。

【日本貿易保険 佐藤】

NEXI の佐藤でございます。私どものガイドラインの見直しの規定に関してのご提言ということで、まず私どものガイドラインの改訂案の7ページ目が見直しの規定が記載してございます所、真ん中辺でございます。比較のためにJBICさんのほうのガイドラインの見直しの規定の所を申し上げますと12ページの所の真ん中辺に書いてございます。比べて頂くと分かるかと思えますけれどもNEXIのほうは非常に記載がシンプルな内容になっております。この規定の内容でも、今回の改訂のようにJBICさんと共同でコンサルテーション会合を開催させて頂いておりまして、同じタイミングで改訂を進めているわけなのですが、ご提言は、そうであれば実施状況確認の実施と説明責任の確保というものを見直しの規定の上で明確にしてはどうでしょうかということだというふうに理解しております。

これにつきましては、JBICさんと平仄を合わせるべく表現の見直しをしたいと考えております。ただJBICさんと私どもで組織上の違いだとか立場の違いもありまして、若干異なる点があるかなと考えております。JBICさんのほうの12ページの所をまずご覧頂ければと思うのですが、基本的にはこれと同じような内容としたいとは思いますが、三つの点についてちょっと異なる表現を考えております。

一つは施行後5年という所でありますけれども、この5年という年月についての言及はしない考えであります。定期的な見直しだとかコモンアプローチの内容反映については当然JBICさんと同じタイミングになるということにはなるのですが、理由としては、NEXIは近い将来特殊会社へ移行するということが決まっております。その際に少なくとも組織名称が変更だとかっていうのがあり得るのかなということもあって、そうすると施行時期が変わってきます。その都度次の改訂年月を修正するというよりは、今までJBICさんと同じタイミングでやってきておりますので記載しないほうが合理的なのかなというふうな考え方によるものです。

それからもう一つ、同様に特殊会社への移行に関しましてガイドラインの本質に影響を与えないような軽微な変更、先ほど申しましたような組織名称の変更だとかというのがある可能性があります。この場合JBICさんのほうに書いてありますような、ただし、と書いてありますけれども、コモンアプローチとの整合を図る改訂と同じような、比較的軽微な手続きで、ただし透明性は確保する前提で改訂させて頂くということを考えておりまして、『ただしコモンアプローチとの整合』云々というふうにありますけれどもそこに並べて、『軽微な変更と認める場合には』という趣旨を追加させて頂こうと思っております。

それからもう一つ、改訂にあたっては『我が国政府、開発途上国政府等、我が国の法人等』とありますけれども開発途上国政府等という所については、銀行でありますJBICさんと我々とのレバレッジの差というか、影響力の差もありまして直接アクセスする機会はそんなに多くないというのが実情でありまして、実施が困難なことが予想されるということもありまして、これに関しては言及は考えていないというところであります。

そうしますと具体的にどういうふうになるかというところでありますが、7 ページ目のほうの所でありますけれども、コモンアプローチの見直し状況並びに、と書いてある所の、『並びに』を『または』と変更しまして、その後に『ガイドラインの実施状況の確認に基づく包括的な検討結果等を勘案し』というふうに変えようと思っております。それに続けて、『見直しに当たっては我が国政府、我が国の法人等、専門家、NGO 等の意見を聞きつつ透明性を確保して行う、ただしコモンアプローチとの整合を図る必要があると認める場合または軽微な変更と認める場合には、透明性の確保を前提に、本ガイドラインを見直すことができる』というような形での修文を考えているところでございます。

あと FAQ についても JBIC さんと同じような対応をしたいと思っております。以上でございます。

【司会】

ありがとうございました。先ほどの回答につきましてご質問ご意見等ございましたら。はい。お願いします。

【JACSES 田辺様】

1 点、最後の修文の確認をしたいのですが、JBIC さんのガイドラインに入っているような実施状況の確認という言葉は今の修正に入っていましたでしょうか。

【日本貿易保険 佐藤】

NEXI 佐藤でございます。入っております。『実施状況の確認に基づく包括的な検討結果等を勘案し』という形での修文を考えているところであります。

【司会】

ありがとうございました。それでは 32 から 37 までで他のご意見ご質問等ございますでしょうか。ないようでございますので次の項番に移りたいと思います。JBIC、NEXI からの説明をお願い致します。

【国際協力銀行 松原】

JBIC 松原です。次は 38 番 39 番ということで生態系の関連なのですが、38 について熱帯林行動ネットワークの川上さんからコメントを頂いてるのですが、今日いらっしゃるかどうかってご存じない？

【JACSES 田辺様】

お知らせはしているのですが、私も把握していない。

代理で私のほう、お答えすることは可能です。

【国際協力銀行 松原】

分かりました。ありがとうございます。ではここ、やらせて頂きたいと思います。項番 38 番ですけれども、ここはガイドラインのほうをまずご覧頂ければと思いますが、JBIC のガイドラインですと 14 ページになります。14 ページの下のほうに生態系および生物相という項目がございます。このガイドライン自体、前回のガイドライン改訂で加わった所なのですが、現時点現行のガイドラインでは第 1 段落において重要な自然生息地または重要な森林について要件が書いてあります。ただ一方で、世銀であったり IFC の基準を見ますと重要な自然生息地、彼らの、国際機関の用語では critical natural habitat とか critical habitat と呼ばれるものですが、に関する要件に加えて、通常のというか、一般の自然生息地 natural habitat に関する要件もございまして、これを加えるべきではないかというのがご提言でございました。その内容として具体的な内容についてもご提案も頂いたということでございます。

これに対しまして我々としてまず、一般の自然生息地に関する情報を加えるということには特に異存はないと思っております、ただその内容についてはあくまで IFC であるとか世銀で求められているものを書いていくのかなということで、今回ご提案させて頂いた改訂案の文言を加えております。具体的に申し上げますと、この二重下線が引いてある所ですけれども、プロジェクトが自然生息地(天然林を含む)の著しい転換または著しい劣化を伴う場合には、まずはその回避をすることを優先的に検討されなければならないということが書いてあります。その回避ができない場合には、緩和策が検討されなければならないと書いてございまして、最後はその場合どういう評価をするかということで、自然生息地に及ぼす影響については専門的知見に基づき評価するという、その 1 段落を加えているというのが 38 でございます。

あとは重要な自然生息地とか自然生息地、あるいは著しい転換とは何ですかということについては既に今も FAQ の中で著しい転換とは何ですかということについて FAQ 作っておりますけれども、FAQ を少し補強する形で追加しております。これが FAQ の 1.3 というものでございます。

項目 39 ですが、こちらは先ほど出てきましたカテゴリ A に分類する例示のリストに関するご提案です。こちら項番をご覧頂いたほうが良いかなと思いますけれどもガイドライン 20 ページ、JBIC のガイドラインの 20 ページになります。

20 ページの上のほうに 3 番、影響を受けやすい地域とございまして、この内容について何点かご提言を頂きました。まず 1 点目ですが、この自然環境のアの所、原生林、熱帯の自然林というのは少し狭過ぎるのではないかというご提案で、これについては議論を踏まえまして、生態学的に重要な森林というふうに直しまして、今ある原生林、熱帯の自然林という言葉も生かしながらこれを含むということにしております。

2点目ですが、『生態学的に重要な生息地』の後に、今例示がございますけれども、『等』というふうにあると、サンゴ礁、マングローブ湿地、干潟に限られるように読めるというコメントを頂きました。我々としては、等というのはあくまで例示であることを示す表現なので、特段問題ないかなというふうに思っておりますけれども、ガイドライン全体を見渡しますと、例示を含む場合の表現として、『等』という言葉と『を含む』という言葉が2通り使われております。どちらかというところ、『等』という言葉だと例示をしてあるもので大体網羅されているんだけど他のものも排除はしないという趣旨で使われていて、『を含む』というのは本当にただの例示ですよというような印象がございますので、ここもご提言の趣旨をくんで、『等』という言葉は『を含む』というふうに直しております。ただ実態として何かが変わるわけではないのかなというのが我々の認識でございます。

あとご提案頂いた中で今回反映はしておりませんが、国際組織等について保護が必要とされる貴重種の生息地という言葉を入れるべきではないか、ウにですね、というご提案を頂きました。これは IUCN のレッドリスト等を勘案されてということだと思います。これはガイドラインには反映しておりませんが FAQ の 2.3 というのを作りまして、そういったものが含まれるということを記載しております。

最後、社会環境のイという所で、少数民族、先住民族等々の生活区域と書いてありますが、生活区域だけではなくてそういった方々から保護すべきであると、実際に生活をしてなくても保護すべきであると受け止められている地域というのを含めるべきだというのがご提言でございました。これに対しては IFC、世銀などの基準を見ながら我々として文言を一文、改訂案の中に加えております。『文化的、精神的な目的で使用される地域を含む』という言葉を加えておりまして、あくまでも使用されているというのが一つメルクマールになるのかなと思っておりますので、コンサルテーション会合の議論の中では例えば先住民族の方が重要だと思っている、そこにある山とかですね、そういったものも含まれるべきではないかというご提案もありましたけれども、そういったものまでは入らないんだけど実際に使用されているものであれば入ると。生活区域でなくても入るという趣旨で書いております。これが項目 39 でございます。以上です。

【司会】

ありがとうございました。では 38、39 につきましてご意見ご質問等をお願い致します。

【JACSES 田辺様】

川上さんの提案した項番 38 についてというペーパーの趣旨を代理で説明させていただきますが、生態系および生物相のポツの 2 番目の部分、今回追加されていた部分のさらなる文言修正のポイントですが、大きく三つ修正ポイントとしてあるかなと。

一つは実現可能な代替案が存在していないということが国際機関の場合でも自然生息地への何らかの影響を及ぼす場合の条件になっておりますので、実現可能な代替案がないとい

うことを、文言を入れて頂きたいというのが一つと、それから2点目は緩和策が検討となっている部分を『十分な』緩和策が作成という文言修正をしたいというのが2点目。

それから最後の所の専門家の知見に基づき評価するポイントとして、その影響という所に限定されていますが、影響への緩和策の選択と、緩和策も含めた知見を頂くという所が、その3点、主に提案したいと思っています。

【司会】

ありがとうございました。先ほどのご提言ご提案につきまして、お願い致します。

【国際協力銀行 松原】

ありがとうございます。ご提案3点ということで3点順番に我々としての考え方をご説明させて頂こうと思います。まず1点目ですが、実現可能な代替案がなく、という文言を入れるべきではないか、という所ですね。ここは文言の話かもしれませんが我々としては影響の回避が可能でない場合と既にご書いてありますので、ここで十分、代替案がない場合であるということが読み取れるのかなと思っています。

もう一つ、代替案という言葉自体は、必ずしも回避との関係だけで使われておりません。緩和策の間でも代替案というのはあるのかなと思いますので、実現可能な代替案がなく、というより影響が少ない緩和策のようなものというのと、少し表現ぶりをごちゃごちゃになるかなということで、特段ご趣旨を否定するわけではないのですけれども、表現としては加えなくても良いのかなと思っていますというのがまず1点目でございます。

2点目ですけれども、十分な緩和策が作成されなければならない。我々のご提案は、十分な、という言葉がないということと、検討、作成ではなくて検討という言葉を使っているというのが違う所です。まず、十分な緩和策の所については、十分な緩和策という言葉が何を指し示すかということにもよるんだと思うのですけれども、世銀とかIFCの基準を見てもとappropriateという言葉が出てきますので、適切な緩和策としたほうが良いのかなと思っています。

あと、作成というふうに文言を変える、ここはこれで問題ないかなと思いますので、受け入れさせて頂きまして、JBIC、NEXIからのご提案はこの部分を、『適切な緩和策が作成されなければならない』と、『影響の回避が可能でない場合には適切な影響の緩和策が作成されなければならない』という形でいかがかなと思っています。これが2点です。

3点目ですけれども、専門的知見の活用の場合に我々からの案文は影響の評価について専門的知見を活用するということをご提案しておりますが、川上さんのほうからはパフォーマンススタンダードあるいはセーフガードポリシーの条項を引かれまして緩和策、どういった緩和策を選択するか、それについて専門的知見を使うべきではないかということを書くべきではないかというご提案がございました。

これに関しましては世銀のセーフガードポリシーは確かに緩和策全般について専門的な知見を使うということを書いている一方で、IFC のパフォーマンススタンダードは少し書き分けをしております、パフォーマンススタンダードで求めているのは natural habitat 自然生息地に関しては、まず一つは我々からご提案させて頂いている影響、自然生息地に及ぼす影響そのものの評価の所、もう一つは、これは川上さん引かれている条文ですけれども、オフセットが行われるときのオフセットの検討に関してきちんと専門的知見を入れるということなのかなと思っています。

我々としては世銀のセーフガードポリシーを使う場合もあるし、IFC のパフォーマンススタンダードを使う場合もあるわけですので、最大公約数的なものを入れるということで、後者、オフセットを検討する場合にも専門的知見に基づいて行うということは入れられるのかなと思っています。

具体的に申し上げますと今考えているのは、『プロジェクトが自然生息地に及ぼす影響』その後を少し変えまして、及ぼす影響の評価、これはまず影響の評価をすること、やオフセットで代償措置の検討は専門的知見に基づき行う、という文言でどうかと思っています。以上です。

【司会】

ありがとうございました。先ほどの回答につきましてご意見ご質問等ございますでしょうか。はい、お願いします。

【JACSES 田辺様】

恐らく一番最後の部分、最初の点と多分最後の部分だと思うのですが、ちょっと本人に確認の上、必要であれば個別にお問い合わせさせて頂きたいと。

【司会】

ありがとうございました。38、39 についてご質問ご意見等ございますでしょうか。ないようでしたら、次と申しますか最後、論点以外の改正点について JBIC、NEXI から説明をお願いしたいと思います。

【国際協力銀行 松原】

JBIC 松原です。項番 1 から 39 までご提案を頂いたもの、我々からご提案させて頂いたものを議論させて頂いて今回ガイドライン改訂案を作ったのですが、それで議論したものの以外に修正している場所、主な内容の修正があるところについてご説明をさせていただきます。JBIC ガイドラインに沿ってご説明させて頂ければと思います。基本的にはコンサルテーション会合で議論していない部分ですので、実質的な内容を大きく変えるということではないのですけれども、まずは 1 ページの所ですね。

一番最初の所にこのガイドラインを利用する場合、としてJBICが行う『全ての投融資』というのが現行のガイドラインにございますが、これを『出融資・保証』という文言に変えております。これは今のガイドラインができました、骨格ができた10年前というのはJBICの業務の対象、ほとんど融資でございましたが、その後保証であったり出資というのがかなり増えてまいりました。そういうところも踏まえまして出資とか保証というのが入るといふこと、これまでもここは入っておりますしきちんとやっておりますけれども、より明確にしたというのがこの1ページの文言修正でございます。

次が2ページです。一番の下のほうに『当行は、融資等を行うプロジェクトが環境社会配慮の観点から求められる要件を本ガイドラインで明記し』と『環境配慮確認を行う』と今ございますけれども、その前に『我が国の政策を踏まえつつ』環境社会配慮確認を行うという文言を加えております。これはコンサルテーション会合の場で議論は行いませんでしたけれども産業界のほうから最初に頂いた総論のコメントの中でJBIC、NEXIというのは日本政府の機関であるのだから、日本政府の政策を踏まえて行う、業務を実施するというのは当然ではないかということで、この文言を加えるべきだというご提言を頂きましたので、こういった文言を加えているということでございます。それが2点目です。

三つ目ですが、ここは内容ではないですが9ページ。情報公開に関するパラグラフですね。ここは形だけご覧頂きますとかなり変更点が多くなっております。ただ我々としては個別に論点で出て修正をした部分を除きますと、内容を変更したつもりはございませんで、基本的には少し見やすくするための並び替えを行ったということでございます。あと、今回お配りしている資料の中で黄色にハイライトされておりますけれども、ここは前回ご指摘を頂きました、(1)の基本的考え方と(2)の情報公開の時期と内容において重複があるのではないかとこのところを踏まえて、(1)の表現を少し充実させまして、一方で(2)総論とある所、これ取り消し線になってる所がございますけれども、ここから移植したということでございます。これが3点目。

もう1点だけですけれども、15ページ。非自発的住民移転の所で一番下に『住民移転計画に含まれることが望ましいもの』ということで、今のガイドラインでは『世銀のセーフガードポリシーOP4.12 Annex Aに規定される内容が含まれることが望ましい』というふうに具体的に書いております。これは少し変更して『適合を確認する国際金融機関の基準で求められる内容が含まれることが望ましい』としております。

趣旨としましては二つございまして、一つは今回のガイドライン改訂によって世銀のセーフガードポリシーが適合確認の原則ではなくなったということが一つございます。世銀のセーフガードポリシーかIFCのパフォーマンススタンダードというふうに変えましたので、これはそれぞれ確認する機関の基準で求めているものを見ていくのが良いだろうということが一つ。もう一つは、そうであれば二つとも書けば良いのではないかとこのこともあるかもしれませんが、世銀のセーフガードポリシー、現在改訂作業中でございます。ですので恐らく改訂終わりますと、このOP4.12 Annex Aというのもなくなってしまう

のかなと思っております、その改訂に耐えられる内容にするということで、より一般的な書き方にしております。

その代わりに、じゃあどこを見るのですかと、何がどこで求められるというのですかということについては、FAQ1.4 というのを作って、今これに関する FAQ ですけれども、明記をするということにしております。世銀のセーフガードポリシーについては、現状はここに書いてある Annex A ということですし、IFC のパフォーマンススタンダードについてはパフォーマンススタンダード本体ではないのですけれども、パフォーマンススタンダードの、より具体的な指針を定めたガイダンスノートというのがございまして、その中で書いてありますので、そこに書いてあることですのでということを FAQ の中で説明をしております。

同じような改訂を、次のページ、先住民族の一番下の所でも行っております。ここも現行はセーフガードポリシーOP4.10 Annex B というのを引いておりますけれども、同じく『適合を確認する国際金融機関の基準で求められる』というふうに修正をしております。FAQ も作って、ということでございます。私からは以上になります。

【司会】

ありがとうございました。続いてお願いします。

【日本貿易保険 佐藤】

日本貿易保険の佐藤でございます。NEXI のガイドラインに関しましても基本的には JBIC さんと同様の内容が修正されております。修正の箇所は若干違いますけれども、1 点申し上げますと、先ほど JBIC さんが仰られていた『我が国の政策を踏まえつつ』という所の文言の挿入が私どものガイドラインで言いますと、1 ページ目の所の基本方針という所に記載がございまして、その他に関しましては、住民移転だとか先住民族だとかのお話は同じような箇所に修正がございまして、それとあと情報公開の部分についての JBIC さんの修文というものは NEXI は特に重複だとかということがございませんでしたので修正はしてございません。以上でございます。

【司会】

ありがとうございました。では先ほどのご説明に対しましてご質問ご意見等ございましたらお願い致します。

【JACSES 田辺様】

日本政府の政策に基づいて運営するという所ですが、もちろん JBIC や NEXI が日本政府の政策を踏まえて運営されることというのは自明のことだと思いますが、入り方ですね、環境社会配慮確認を政策を踏まえて行うという文言が何を意味しているのかなというのが

若干明確ではないなと思ってまして、仮にこれが日本政府の政策の重点分野であるとかセクターであるから確認が軽いか、そういったことではないというふうに私としては理解しているところですが、今の状況だとそれもそういうふうに読めてしまう可能性もあって、ここの位置ではないのかなと思っているところです。

どこに持っていったら良いのかという話だと思うのですが、前書きの最後に、JBICの場合はですけど、前書きの最後の『なお』の部分で、環境ガイドラインのこととは別個に環境保全、改善というのをやっていきますよということはJBICのほうで掲げられているところだと思います。この辺の、どういうふうに入れるかっていうのは具体的にはちょっと私も分からないのですが、少なくとも前書きの部分でのなお書き、という位置付けかなというふうに思っている次第です。

【司会】

はい、続けてお願いします。

【JACSES 田辺様】

もう1点、追加としてあるのですが、それはこの後に申し上げたほうがよろしいですか。

【司会】 承知致しました。では先ほどのご意見ご提言につきましてお願い致します。

【国際協力銀行 稲葉】

国際協力銀行の稲葉でございます。今、ご提言というかご意見頂きました、『我が国の政策を踏まえて』の文言挿入でございますけれども、正直私どももこれ、産業界の皆様から要望書を頂きまして、どこに入れるのが一番良いのかなということで頭を悩ませた箇所でございます。おっしゃるとおり、わが国の政策を踏まえつつ環境社会配慮確認を深くしたり浅くしたりするつもりは我々はございませんので、先ほど田辺さんのほうからは、前書きのところに入れてはどうかというご提案を頂いております。

産業界の皆様からのご意見をお聞かせ頂きたいのですけれども、産業界として、この前書きの『なお』以下のところで、例えばですけれども、『なお、当行は融資等の対象となるプロジェクトについて環境社会配慮が適切になされるよう促す一方で』の後に、『我が国の政策を踏まえつつ、環境保全/改善に資するプロジェクトや、温室効果ガス排出削減等、地球環境保全に貢献するプロジェクトは積極的に支援する方針である』というような形で産業界の皆様からご要望頂きました、『我が国の政策を踏まえつつ』という文言を入れさせて頂くという対応でいかがかどうか、ご意見を聞かせて頂きたいと思います。よろしくお願い致します。

【司会】 では産業界の皆様から。はい、お願い致します。

【日本貿易会 平尾様】

日本貿易会、平尾です。JACSES の田辺さんの資料がホームページに掲載されてて、我々も産業界意見の総論の出し方がよくなかったなと思ってます。田辺さんご指摘のように、政策を踏まえたプロジェクトだから環境社会配慮を緩くしてくれと、そういう趣旨で我々も言ったつもりはありません。田辺さん、それから今 JBIC さんからご提案のあった、なお書きの所に持っていくという案については産業界としても異論はございません。

【司会】 ありがとうございます。すいません、NEXI のほうから、お願い致します。

【日本貿易保険 佐藤】

日本貿易保険の佐藤でございます。NEXI 側のほうにつきましても今のご趣旨で変更するとしたらどこになるかというところを検討したところでございますけれども、NEXI のほうのガイドライン改訂案 1 ページ目でございますが、今ある所が、2. の基本方針の 2 段落目の真ん中辺くらいにありますけれども、ここの所から、今考えておりますのが、1. の目的の部分ですね、ここの 2 行目の最後のほうに『確認することによって』という所がありますが、その後に『我が国の政策を踏まえつつ』というふうに入れて、その後『環境社会に配慮した外国貿易その他の対外取引の健全な発達等に寄与すべく』という所にかけるというようなイメージをしております。これについても産業界のほうからどんなご意見かということをお伺いできればと思っております。

【司会】

ありがとうございました。では産業界から、もう一度ということになり恐縮でございますけれどもお願い致します。

【日本貿易会 平尾様】

NEXI さんの改訂ご提案についても特に異存はございません。

【司会】

ありがとうございました。ではその他の点につきまして他のご意見、はい、お願い致します。

【JACSES 田辺様】

これは先ほどの項番 37 の被影響住民への聞き取り調査の実態を把握して以降、ガイドラインの現状の、通常の実査における被影響住民への聞き取り、どうなんだろうということ、疑問を持ちまして、現状のガイドラインでは特に被影響住民への聞き取りうんぬんと

いうことは書かれていないのですが、色々JBICさんと個別の案件でお話する中で、現地実査のときに被影響住民が反対をしているとか懸念を持っているという情報を把握しているにも関わらず、現地実査において聞き取りがされていないという状況が、色々聞いていまして、であるならばガイドラインでぜひ、原則として被影響住民への聞き取りというのを実査で行って頂きたいということで、私の出したペーパーの最後のポイントで提案させて頂きました。

国際機関の状況についても私どもで調べましたところ、IFCのSustainability Policyのパラ28ですが、そこでは適切な場合にこういったステークホルダーとのインタビューを行うということが書かれております。

それから世銀のOPではなくてBP4.01ですね、これは世銀のプロセス自体を規定している文書ですけれどもそのパラグラフ15には、具体的に被影響住民へのインタビューということは書かれていないのですが、手順にかかる要素と実態的な要素の両方を見ると、つまり例えば、プロセスとしてステークホルダー協議をやりましたということではなくて、きちんと住民との合意がなされているかどうかとか、そういった実態を見るという、両側面を見るということになっていますので、その点を踏まえるとやはりきちっと被影響住民への聞き取り調査というのを現地実査においてJBICさん、NEXIさんもやって頂きたいなというふうに思っている次第です。

【司会】

ありがとうございました。先ほどのご提案ご提言でございますけれども、お願い致します。

【国際協力銀行 松原】

JBIC松原です。ご提案を頂きましてありがとうございます。被影響住民への聞き取りですけれども、今国際金融機関の例をご紹介頂きましたが、国際金融機関も含めて、基本的にJBIC、NEXIという与信、信用供与をする場主体ですので、一義的には現地の住民の方で影響を受けられる方がいらっしゃる場合の対応というのは事業実施主体が行うもので、事業実施主体が行ったことというのを我々としては確認をしていくというのがこの環境ガイドラインの建て付けという趣旨となっております。

ですので我々として、特にJBIC、NEXIのように輸出信用機関と呼ばれるところは、案件にもよってかなり違いますけれども、プロジェクトが基本的にはできてから、我々ご要請を頂いて検討して、比較的短い時間で、迅速にプロセスを進めていくということもございますので、多くの案件によっては今ご指摘があったように影響住民の方がいらっしゃる場合にも直接の聞き取りというのはせずに、まず確認をすべき、環境社会配慮をすべき立場である事業実施主体の方への確認であったり、現地の当局への確認を行っております。

ただ、じゃあ被影響住民への各聞き取りを含めた直接のコンタクトを、何もしていないのかと良いますと、これは我々としても必要があると認めました場合には行っている案件というのはございまして、そこは本当にケース・バイ・ケースですので、当局の方であったり事業実施主体の方に聞いても本当に住民の方が理解されているかなというのが、我々として疑問に思っているような場合はケース・バイ・ケースでやっていることもございます。というのが現状と我々の原則ということかなと思っていますので、行くかどうかは案件の状況、案件においてどういった被影響住民の方がいらっしゃるかなというのもございまして、事業実施主体の方と住民の方の関係というのもございまして、踏まえてやっていく、ケース・バイ・ケースで対応していくのかなと思いますので。ガイドラインの中でそれを原則にするというのは我々としてはちょっと考えにくいかなというのが考え方です。

世銀と IFC のご紹介頂きましたけれども、まさにご紹介頂いた中に入っていたように、世銀ではそれを明示しているわけではないということ、IFC もまさに『適切な場合には』ということなので、ケース・バイ・ケースでやるというだと思いますので。ここは個別案件で色々ご指摘を頂くときに必ず被影響住民と話しましたかということはご指摘頂きますし、我々としてもそこが必要だなと感じるときはそれを否定するわけではないのですけれども、ガイドラインの中でルール化するというものではないのかなというふうに思っているというのが我々としての立場でございます。

【司会】

ありがとうございました。続いて、ご意見お願い致します。

【JACSES 田辺様】

ガイドラインの中で必ずしもというところは理解できました。なので FAQ の運用改善のほうで何らかの明記をして頂きたいなというふうに思っている次第です。

【司会】

ありがとうございました。はい、では JBIC からお願いします。

【国際協力銀行 稲葉】

国際協力銀行の稲葉でございます。今ご提案ございました、運用なり FAQ でということですが、先ほど松原が申し上げたようなケース・バイ・ケースでというような前提の下で必要に応じて被影響住民へのヒアリングを行うこともある、とかそういった FAQ を JBIC、NEXI で準備をさせて頂けたらなと思っています。

【司会】

ありがとうございました。その他のものにつきましてご意見、追加のご質問等ございませんでしょうか。ないようでございますので、はい、お願い致します。

【国際協力銀行 松原】

JBIC 松原です。今回配布させて頂いたガイドラインの改訂案と FAQ の改訂案は前回の議論を踏まえて、若干前回お配りしたのから変更している箇所がございますので、そのご紹介をさせて頂こうと思います。論点整理表に沿ってご説明します。

論点整理表でいきますと修正があるのは項番 6 の所ですね。項番 6 の情報公開、事前に何をするのかということについて少し議論をさせて頂きました。これを踏まえまして FAQ の中身を少し充実しております、改訂の方向性に二重下線を引いて加えておりますが、こういった文言を加えております。あと FAQ の中で、これは FAQ ご覧頂いたほうが良いかもしれませんが、FAQ2.4 というものですが、確か川上さんのほうからご指摘を頂いた、資金使途が定まっていない場合にもこれを使いますということなのですが、何にも決まっていないということではないでしょうか？というようなご指摘もありまして、『具体的な資金使途が定まっていない段階での出資』というような、『具体的な』という文言を加えているというのがこの項番 6 に関する修正点です。

項番 9 ですが、これは EIA が無いような案件においてどのような環境レビューを行うかということで 2 点変更しております。一つはそういった場合にこういうふう環境レビューを行いますよと FAQ2.9 というのを付けたのですが、そもそも EIA が存在しなくても良い場合を定義せずにそういった場合もありますということを正面から認めるような FAQ を作るのをおかしいだろうというご指摘を頂きまして、まさにおっしゃるとおりかなと思いますので FAQ は削除しております。

あと、これはガイドラインとか FAQ に関わりませんが運用改善の所で『JBIC/NEXI の考え方』に沿った運用を行う』と書きましたが『JBIC/NEXI の考え方』の所で、情報公開の関係で EIA の代わりに使うものを場合によっては公開しない場合もあるというような書き方になっているのはそういう趣旨ではないということで、商業上の秘密に当たる部分を除いてきちんと公開しますということを書かせて頂いております。

あと項番 10 の所、カテゴリ FI 案件の情報公開の関係で環境レビューを仲介金融機関に委ねている場合で、かつ仲介金融機関が情報公開を行っている場合には我々のウェブサイトからも飛べるようにしておくということを追記しております。

あとは項番 15、直接ではないのですがこの関連で JACSES 田辺さんからコメントを頂いた関連ですね、FI 案件のモニタリングというのはどうなっていますかという所です。これについては FAQ の 2.11 というのを追加しております。これは NEXI さんは FI ございませんので JBIC だけですけれども、2.11 にモニタリングの項目の中で FAQ を追加するという事で、FI のサブプロジェクトについてはモニタリングを行わないのですかという質問を追加しています。FI については我々がやる場合と仲介金融機関に任せる場合両方ございます

けれども、仲介金融機関が行う場合にはJBICとしては現状の把握というのをしています、というようなことを書かせて頂いております。

あと項番 21、地域社会・労働者の安全・保安に関する要件という所ですね。田辺さんのほうからは具体的な要件を 1 文加えるべきだというご提案を頂いて、我々からは 1 文を加えるということではなくて、検討する影響のスコープに一つ加えるということとしたいということをお願いしました。ここは、じゃあ具体的にご指摘頂いている保安要員の利用について何を確かしているのかが分かるように、FAQ を一つ追加させて頂いております。先ほどご説明した FAQ の 1 個前 2.10 ですけれども、主にパフォーマンススタンダードで書いていることを引きながら、こういったことを、何ていうんでしょうね、パフォーマンススタンダードは挙げていますということをご紹介させて頂いたものでございます。直接的にご要望にかなったものではないのですけれどもこういった内容は確認するというをここで明確にすることはできるかなと思っております。

最後項番 26 の所ですが、FAQ の中身を修正しております、FAQ の 2.6 を若干修正しました。もともとは FPIC、「『十分な情報が提供された上での自由な事前の合意』のうち、事前の合意とは何ですか？」というだけの FAQ だったのですが、全体を説明したような FAQ にしております。これが前回の議論を踏まえた修正ということです。

あともう一つ項番 6 に関して前回のコンサルテーション会合の中で環境ガイドラインの手続きに不備があるんじゃないかという場合の異議申立手続要綱の修正を検討していますというふうに申し上げました。これについて特に書面をお配りしていないのですけれども、こういった方向で修正しようと思っているということをお口頭で恐縮ですがご報告をさせて頂こうと思います。

今の異議申立手続要綱、これは JBIC も NEXI も同じなのですが、JBIC の場合ですと融資とか出資の貸し出し、お金の貸し付けが終わるまで異議申し立てをできるということになっておまして、それ以降は JBIC のガイドラインの手続きをちゃんと踏んでいたかということではなくて、プロジェクトのモニタリングに関する異議申し立てしかできないという建て付けになっております。その建て付け自体は変えないのですけれども、項番 6 で議論させて頂いた、環境レビューを我々の融資の決定より後に行うということを導入しますと、融資の貸し付けが終わってしまった後に環境レビューをするということになって、今の異議申し立ての手続要綱の中身のままですと、JBIC の環境レビューの適切性そのものについて異議申し立てをする機会がなくなってしまうということだと思っております。ですので、その場合に限って、まさに項番 6 の場合については我々が環境レビュー結果をウェブサイトに掲載しますので、掲載してから 1 年間はガイドラインの不遵守に関して異議申し立てができるという条項を加えようと思っております。

あと、異議申立手続要綱、今回ガイドラインを変える中で少し情報が古くなった所とか分かりにくい所というのを整理しようと思っております。具体的に内容については変更するつもりはございませんけれども整理がございますということと、具体的に中身について

変更があるのは今申し上げた、項番 6 に関する所、もう一つ若干マイナーでありますけれども中身について修正を考えているもの 1 点ございます。

この異議申し立てというのは、異議を申し立ててから 3 カ月以内に全部結果を出すという書いているのですが、実はこの 3 カ月の最初の 1 カ月というのは異議申し立てに理由があるかどうかを審査する期間に充ててるのですね。そうしますと実際に審査、内容に充てられる時間は 2 カ月しかなくて若干短い。実際に今回 JBIC はパナマ運河に関する融資で異議申し立てを受け付けて調査を初めてやったのですけれども、かなりタイトであるということもございました。一方で迅速性というのも我々、異議申し立ての中で一つの大きなポイントとしてうたっておりますので、そこを変えない範囲で異議申し立てを受け付けて、今申し上げた 1 カ月の、そもそも申し立てを受け付けるかの審査期間を終わってから 3 カ月というふうにしようかなと思っております。

ですので、申立手続要綱、これ NEXI さんも基本同様ですけれども内容について変更があるのは、繰り返しですが項番 6 に関する、1 年間猶予を設けるということと、3 カ月のスターティングポイントを少し後にずらすというその 2 点を変更しようと思っております。以上でございます。

【司会】

ありがとうございました。先ほどの前回からの変更点につきましてご質問ご意見等ございますでしょうか。特に皆様からないようでございますので、本日の議論につきましてはこれにて終了とさせて頂きたいと思っております。今後の予定について JBIC、NEXI から説明をお願い致します。

【国際協力銀行 稲葉】

国際協力銀行の稲葉でございます。本日で 10 回、準備会合も含めると 11 回にわたってコンサルティング会合を開催させて頂きました。多数の皆様、お忙しい中ご参集頂きまして本当にありがとうございます。それと私どもの環境ガイドライン改訂にかかりましてご意見ご要望をお出し頂きまして、実りのある議論ができたのではないかなと思っております。この場を借りまして厚く御礼を申し上げたいと思っております。どうもありがとうございました。

今後の予定でございますけれども、本日、一応、論点整理表に基づいて項番 39 まで、それから論点整理表にない論点につきましても議論が終わりましたので、これまでのご議論を踏まえまして環境ガイドラインの改訂ドラフト、これを、今日の議論も踏まえて若干微修正をさせて頂きます。それから FAQ につきましても本日の議論を踏まえまして微修正ならびに追加で作成するものについては追加で作成をさせて頂くという準備を JBIC/NEXI のほうでさせて頂きたいと思っております。その後でございますけれども、できますれば中での意思決定を経た上でパブリックコメントに環境ガイドライン改訂案ならびに FAQ につ

きましてかけたいとそのように考えています。可能であれば 11 月の半ば以降、期間は 1 カ月ということで JBIC/NEXI のそれぞれのホームページ上にパブリックコメント受け付けの旨をアップさせて頂きまして広くご意見を賜るというプロセスを踏みたいと、そのように考えております。

その後年末年始にかかりますけれども JBIC、NEXI として最終的な、機関としての意思決定、JBIC の場合ですと取締役会決定ということになっておりますので、その手続きを踏んだ上で改訂プロセスを終えさせて頂き、実際の施行につきましては周知徹底期間というのもあるかと思っておりますので、あと冊子の印刷、それから英訳の作成ということで若干時間がかかりますものですから、それらの準備の期間を見越して施行につきましては来年 4 月 1 日以降環境スクリーニングを終えた案件について改訂後のガイドラインを適用するという形でやらせて頂きたい、そのように考えております。ということでございますので、追って JBIC/NEXI のホームページにパブリックコメント、付させて頂きまますのでご意見あられる場合には、パブリックコメントの手続きに則ってご意見を頂戴したい、そのように考えています。本当に 1 年間にわたりましてご協力を頂きましてありがとうございます。今後とも引き続きよろしくお願い致します。

【司会】

ありがとうございました。ではこれを持ちまして本日のコンサルテーション会合の閉会とさせて頂きたいと思えます。皆様におかれましては長きにわたってご協力ご参加頂き御礼を申し上げます。誠にありがとうございました。

(了)